

児童福祉法第34条の15第4項の規定による家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取
 子ども・子育て支援法第43条第3項の規定による利用定員にかかる意見聴取

No1

事業名	家庭的保育			
設置者	学校法人 近江聖書学園			
施設の設置場所	甲賀市水口町梅が丘5番2号 近江鉄道 水口城南駅から徒歩4分			
施設の名称	ひだまり			
利用定員	(単位:人)			
	0歳	1歳	2歳	計
利用定員			5	5
施設構造等	戸建住宅 木造3階建の1階部分を使用			
応募動機	<p>設置法人の運営する幼稚園は1937年に日本キリスト教団水口教会附属幼稚園として開設され、長らく旧甲賀郡唯一の幼児教育・教育機関として地域の幼児教育を担ってまいりました。今年で創立78周年を迎えます。</p> <p>本来、子どもは親御さんのもとの育つことが望ましいという考えをもちますが、昨今の子育て環境を考えると、どうしても幼いころから親御さんと離れて過ごす傾向にあります。親御さんと離れて過ごすお子さんが多いなら、長年の実績のある近江聖書学園として数人からでも0・1・2歳児のお子さんを受け入れたいと決意し、応募いたしました。</p>			
保育方針	<p>キリスト教の理念に基づく人間形成を目標とする保育。神様からいただいている生命(賜物)すべてに感謝して、子ども一人ひとりの自発性・創造性を重んじて「自由にのびやかに」「ひとりひとりを大切に」していく保育。また、神の愛に学び、大人も子どもも「共に生き共に育つ」ことを目標としている。みえるものではなく、見えない人間形成の基礎になるものに気を配り「根っこを育てる教育」「心の教育」に心掛けていく。</p>			
設備の状況	家庭的保育事業が使用する建築物面積 38.475㎡			
職員配置	家庭的保育者 常勤 1名 非常勤 1名、調理員 非常勤 1名 計 3名			
保育時間	月～土 午前8時～午後4時			
事前協議	平成27年5月20日届出			